

固定資産課税台帳の閲覧等における本人確認に関する取扱要綱

(平成29年1月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧(納税義務者に対する課税説明を含む。以下同様とする。)及び同法第416条の規定に基づく土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧(以下「閲覧等」という。)の申請を行う者(以下「申請者」という。)に対して、当該申請者が本人であることの確認(以下「本人確認」という。)を行うことにより、虚偽その他不正な手段による税務情報の取得を防止し、もって閲覧等に関する事務の適正な執行を確保するとともに、納税者の個人情報の保護を図ることを目的とする。

(本人確認の方法)

第2条 本人確認は、申請者に対して別表第1に掲げる書類のうちいずれかの書類の提示により行うものとする。

2 前項の規定による本人確認を行うことができない場合は、別表第2又は別表第3に掲げる書類のうち2点の書類の提示により本人確認を行うものとする。この場合においては、申請者に対して、別表第2に掲げる書類のうちから2点を提示することを求め、これが困難な場合は、別表第2に掲げる書類のうちから1点と別表第3に掲げる書類のうちから1点を提示することを求め、いずれも困難な場合は、別表第3に掲げる書類のうちから2点を提示することを求めるものとする。

3 前2項の規定による本人確認を行うことができない場合は、必要と認める事項を聴取することにより本人確認を行うものとする。この場合においては、申請者以外では知り得ない世帯員の氏名や生年月日等を聞き取り、端末機の住民情報と照合して行う等の方法によるものとする。

4 前項の規定により聴取する場合は、事前に申請者の了解を求めるとともに、個人情報の取扱いに十分留意してこれを行わなければならない。

5 第3項の規定により本人確認を行なった場合は、申請者に対して次回からは本人確認書類を提示するよう指導するものとする。

(閲覧等の拒否)

第3条 前条による本人確認の結果、申請者が本人であると認められない場合又は本人であることについて確信を得られない場合は、閲覧等を拒否するものとする。

(郵送による申請)

第4条 第1条から第2条第2項まで及び前条の規定は郵送により固定資産課税台帳の

閲覧の申請があった場合に準用する。この場合において第2条第1項、第2項中「提示」とあるのは「写しの添付」と読み替えるものとする。ただし、納税通知書と同一の宛先に課税説明文書を送付する場合はこの限りではない。

(法人の取扱い)

第5条 法人名義で申請を行う場合は、実際に窓口又は郵送で申請する者を第1条の申請者とし、第2条から前条までに定める規定を適用するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。

別表第 1

個人番号カード（マイナンバーカード）
運転免許証又は運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたものに限る。）
旅券（パスポート）
住民基本台帳カード（顔写真付のもの）
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
在留カード又は特別永住者証明書
宅地建物取引士証
官公署の職員証
上記に掲げるもののほか官公署が発行した顔写真付の証明書

別表第 2

健康保険被保険者証
介護保険被保険者証
後期高齢者医療被保険者証
年金手帳（年金証書）
福祉医療費受給者証
生活保護受給者証
住民基本台帳カード（顔写真なし）
上記に掲げるもののほか官公署が発行した書類

別表第 3

学生証
キャッシュカード
クレジットカード
預金通帳
診察券
図書貸出カード
納税通知書
公共料金通知書（領収書）
上記に掲げるもののほか本人しか持ち得ないと考えられるもの